

菊池環境保全組合新環境工場建設等連絡協議会第4回定例会
会議要旨

○日 時 平成29年3月21日（火）午後4時00分～午後5時30分

○場 所 七城温泉ドーム（菊池市七城町）

○出席者

会 員 ・ 周辺地区住民代表 10名（欠席者2名）

・ 構成市町（菊池市、合志市、大津町、菊陽町）環境担当課長、
組合事務局長 5名（欠席者なし）

組 合 ・（事務局）建設推進課職員 7名

○傍聴者 なし

会議内容

【建設推進課長】

皆様、こんにちは。ただ今より、菊池環境保全組合新環境工場建設等連絡協議会第4回定例会議を始めさせていただきますと思います。

まず、会長よりご挨拶をお願いいたします。

【会長】

～ 会長より挨拶 ～

【建設推進課長】

それでは議事に移ります。議事の進行につきましては、会長をお願いいたします。

【会長】

それでは、定めによりまして議事を進行させていただきます。

議題1の「環境保全協定について」、事務局より説明をお願いします。

【事務局：建設推進課員】

環境保全協定の内容につきまして、本日の会議時間のボリュームに合わせた内容で説明させていただきます。資料の1ページからお願いいたします。まず確認事項というこ

とで、環境保全協定の説明書きを付けております。環境保全協定については、来年度から本格的な検討に入ると前回の会議で申し上げましたが、今回はそれに向けての「こう言ったことが始まります」というアナウンス的な意味合いでもあります。

まず、環境保全協定の定義から確認しますと、「廃棄物処理施設の設置、維持管理等にあたって、生活環境の保全、及び公衆衛生の向上を図るために、当該施設の設置に関して、生活環境保全上の利害関係を有する地元住民等と事業者とが取り交わすもの」となっています。その内容としましては、地元住民等と事業者とが対等な立場で結ぶ約束事であって、地域の実情、施設の種類、処理される廃棄物の種類等々に応じて内容は様々です。どんなことを取り決めるのかは、当事者間の話し合いによって決まるもので、このように定めなければならないといった規定や様式は特にありません。それを結んだ効果としては、法律や条例で規定することができない細かい事項も任意の協力で実現することが可能で、地域の実態に即した環境保全が図られるであろう、ということになります。そうしたことによって、地域住民と事業者とが信頼関係を築くことに繋がるということが、環境保全協定の位置付けになります。

次のページに詳細を載せていますが、詳しくはあとでお読みいただければと思います。主な項目はこういったものがあるということで、環境保全対策や測定報告、これは環境アセスメントや組合が自主的に定める排出基準、これらがきちんと守られているのか、という報告に関することです。また、立ち入り調査や違反時の措置、苦情対応、補償または市町によるあっせん、情報公開の方法、あとは組織をどのようにつくるか、といったことで、例として列挙していますが、これらの内容は最低でも入れなければいけないだろうと事務局としても考えています。これらから一つでも差し引くと手ばかりになるかなと思いますので、これにプラスアルファでイメージしています。

他の施設の事例がどのようになっているか、というのが次のページです。たくさん事例を調べましたが、調べれば調べるほど千差万別です。最初の説明で申し上げたとおり、これといったかたちはありません。とは言いつつも、前のページにあるような主な項目というものは最低限不可欠だろうということではありますが。

まず、例の1として、本協議会でも見に行きました「エコアくまもと」です。この協定の形態は甲乙丙で、甲が県、乙が事業者、そして丙は町になっています。協定の当事者として住民は直接入っていません。また、基本協定と環境保全協定の2部立てになっていまして、基本協定で甲乙丙の役割を定めただうえで、詳細な内容を環境保全協定で規定してあります。特徴的な点として「町が主体になっている」ことで、丙の責務を見ていただきたいのですが、環境保全と安全性を確認して、地域に公表するのは丙の役目である、ということになっています。第一の責任は当然事業者にあります。確認をすること自体は町が住民に対して責任を負っている、というかたちです。エコアくまもとの場合は、地域対策費の予算を町が事業団から受け取っていますが、地域対策を行うのが町である、ということで協定に町が入ってきているのだろうと推測します。

例の2ですが、大阪府和泉市の泉北クリーンセンターというところの事例です。これ

が代表的な例かなとも思いますが、甲乙丙が、事業者と自治会と、丙にこの連絡協議会のような運営協議会という組織が入ってきています。環境保全協定に全て含まれていて、資料2ページに載せているような事柄を協定中に定めてあります。ここは自治会が10地区ありますが、全て対等に、関係者の数だけ16通作成して各自持つておくという流れになっています。

これは来年度からの話になりますが、事務局としては、この例1と例2でいうならば、我々の場合は例2のように進めていくのがいいのではないかと考えております。

次のページをお願いします。ここまでは環境保全協定そのものの説明でしたが、事務局として皆さん方にお諮りしたいのは、来年度からの進め方についてです。まず事務局としては、平成30年1月末頃までには環境保全協定を締結したいと考えています。と言いますが、手続き時期が最も早いごみ焼却施設はやがて入札公告する段階に来ていますが、その落札者決定が12月末で、そこで基本契約を締結します。その後、詳細を詰めて本契約に至りますが、その時期が3月です。12月から3月の間に調整期間があって、環境保全協定の内容を設計や運営に反映させたいと考えるのであれば、環境保全協定の締結が2月や3月などぎりぎりになってしまうと、無理な状況になりかねませんので、1月頃がちょうどよいのではないかと考えました。それに向けて、逆算してスケジュールを組んでいくこととなります。

大まかに言うと、まず会議をどのくらいの回数や頻度で行っていくのか、協定の当事者を誰にするのか、どのような内容にするのかなどを決めて、その後、項目の具体的な内容について詳細な検討に入っていく、という流れかと考えています。

会議の持ち方についてですが、この協議会の会議を数多く開催して議論の回数を増やしていくのか、または、あえて回数を少なく会議と会議の間隔を空けて、地元を持ち帰って意見を聞いてくるというスタンスがいいのか、どちらも一理あると思いますが、その点については方向性として皆さんのご意見をお聞きしたいところです。

説明については以上です。

【会員A】

協定書の文面を16通作成したという例2を見て思ったことだが、現在、桜山からは9区あるうちの3区から代表として参加しているが、協定を結ぶにあたって3人で桜山の他の区を説得するのは難しいのではないかと。現在、合志・菊池の数のバランスで桜山からは3人になっているが、協定を議論するには9区全て入れなければまずいのではないかと。それをまず検討していただきたい。

【事務局】

確かに、例2の泉北クリーンセンターのような協定になるのであれば、協定に参加する全ての区の理解を得ることは当然です。これについては、協定の当事者が誰になるのか次第で変わりますので、それと併せて今後検討していくことになろうかと思えます。

【会員B】

もともと組合が言っていたのは「組合が住民に対して説明をする」ということだった。我々が会議を重ねた結果、区の代表である我々が組合側に立つようなことになると思う。我々はあくまでも周辺地区住民の代表なので、説得とか説明については、住民代表を別に設けるか、または来るか来ないかは別にしても住民を全部集めて説明するなどして、その回数を重ねながら締結に向かっていかないと、この協議会がまるで組合の代理者のような立ち位置になってしまうと思う。

【事務局】

今日お出しした案は、あくまで案ですので、一例に過ぎません。来年度の総会以降、会議で固めていくことで、この例のどちらかで絶対進めなければいけないということではありません。

【会員B】

それは分かっているが、通常、このようなことを議論するとき、結局は事務局案が案として流れていくことが多い。そのところは、きちんと切り分けておかないと如何なものかと思う。

【会員C】

いま事務局から説明のあった中で、協定を結ぶための会議と地元へ持ち帰る、という案が挙がっていた。協議会の会議は年に1回でも何回でもいいと思うが、問題なのは地元へ話を持ち帰る方法。今までこうしたことは無かったので、どのような結果になるかわからない。詳しくは来年度から検討していくということだが、その辺が一番大事なのではないか。スケジュール案では、平成30年1月には協定を締結するようになっているが、そうするとあと1年くらいしかない。その1年間のうちに、地元に対してどのように話したらいいのか、どのように話を持っていけばいいか、ここにいるメンバーで煮詰めていく必要があると思う。

【事務局】

先ほどから「説得」という表現が出ていますが、事務局としては、ここにいらっしゃる会員さん方に、反対意見を押し込めるように住民の皆さんを説得してほしい、とは全く思っておりません。地元からの意見を吸い上げてこの場に出していただくのが一番ありがたいことです。組合の立場に立って、物を言わなければならない必要はありません。住民の方に対しては、会議の内容を伝えることがまずは大切だと思います。

【会員C】

地元住民からは、いろいろな意見が出ることが予想される。この環境保全協定についての住民説明会が必要かな、と思う。

【会員B】

先ほど私が申し上げたのもそういう意味。住民説明会をまずやらないと、私たちが持ち帰って説明すると、あたかも私たちが率先して住民の説得をしているように見えてしまい、まるで我々周辺地域の区長や代表が前もって承認してしまっているかのような誤解を生む恐れがある。

【事務局】

おっしゃるとおりで、よく理解できました。

【会員D】

検討の流れについてだが、協定の内容をどのようなものにするのかは、住民説明会を行って、住民の意見を吸い上げていくものだと思う。たくさん意見が出ると思うが、住民説明会の中では議論は出来ないなので、説明会の結果を持ち寄って、我々で審議して、それをまたフィードバックすることになる。その回数を増やしていかないと、住民との接点は取れないのではないか。例えば29年度の上半期に積極的に何回でもやってもらって、こういうところを網羅してほしいとか、各地区で同じような意見も出てくるとも思うし、そういう進め方をしないと、協定内容はなかなか定まらないと思う。

協議会会員のみで検討していくことは、我々も素人だから無理だし、住民が何を入れてもらったら安心するのが大事だから、そのあたりは配慮していただきたい。

【事務局】

合志地区環境保全協力区長会、二子区、日向区から組合に対する要望が出ていますが、その中には、保全協定に含めるべきことがいくつもあります。そうしたことも踏まえながら事務局で素案を作成し、この会議でそれを検討していただき、それを持って各地区に説明に行くなど、そういった形式を取らせていただければと思います。

【会員B】

住民説明会の日にちを決めてもらえれば、私たちはそれに向かって意見聴取も出来るが。

【事務局】

前回の会議の際、来年度の住民説明会の持ち方について説明しましたが、地区の住民説明会を開催するのを6～7月としています。その時、これまでのご意見を踏まえた内

容を説明会に出したいと思います。先ほど申し上げたように素案も作りつつ、内容についてのご意見を出していただいてもよいですし、その資料は地区にお配りしますから、それを使って各地区で議論していただくこともよいかと思ひます。

【会員D】

6～7月では遅いのではないか。1月までに協定締結をしたいという話なので、年度早々にでもやっていただいて、さっき言ったような流れを何回もやっていかないといけないと思う。

【事務局】

住民説明会を実施するのが2年ぶりということもあって、予定している内容は環境保全協定のことだけでなく、盛りだくさんになっています。お話できることが溜まってきましたので、せっかく集まっていただく機会にたくさん説明しようと思ひていますが、それはそれとして、環境保全協定のことだけに絞った住民説明会を別に開催したほうがいいでしょうか。

【会員A】

まずは協議会の第1回にひな形を提示して、皆が持ち帰って議論して、第2回に取りまとめて、それを住民に諮るようにしないと、進まないのではないか。

【会員B】

現実的な話として、地元の住民に対しては「事務局からの住民説明会がまだ実施されていないので、要望などはそうした説明をちゃんと聞いた後にしてください」と説明している。現状の話も聞かないままでは收拾がつかない。

住民を寄せるのは我々がやるので、協定締結までの話をやっていただくとよい。

そうしたことが抜きでは、いくら我々が協議会の会議で話をしても住民に伝える根拠が定まらない。最終的に区長が協定締結の印鑑を押さなければならないのなら、住民説明会をやってもらうことは不可欠だと思う。

【会員D】

協定の主役は地域住民であって、地域住民を置き去りにした内容を作れるわけもないので、そうすると、地域住民に対する説明と地域住民からの要望というのは、本来は7～8割方は聞かないといけないものであって、それを抜いて我々が協議することはできない。区長や代表の伝え方もそれぞれバラバラになってはいけないので、全ての説明に事務局が直接関わるべきだと思う。

【事務局】

来年度の総会を4月下旬くらいに開催するつもりですが、そこでいま話に出た素案など事務局の案を出しつつ、すぐに住民説明会をやっていくと。前回お伝えしていました6～7月が遅いということであれば前倒しできればと思います。ただ、27年度にやったように、各区へのチラシ配付など、周知徹底しなければと考えていましたので、それで6～7月と申し上げていたのですが、そんな方法でなく、各区のやり方で寄せていただくというのであれば、例えば住民説明会と協議会の会議を互い違いにやっていく、などは可能かと思います。

では、4月総会でひな形を出すことと、そこで皆さんの確認が終わったら、住民説明会の段取りに移るということによろしいでしょうか。

【会長】

意見も出たようですので、議題の2に移ります。

事業経過報告と収支決算案について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

これについては、本日資料は用意しておりませんで、詳細は総会で申し上げます。

※事業経過報告、予算執行状況について簡単に説明

総会の日にはどうでしょうか。

【会員A】

その前に、桜山全区を協議会に入れることについての回答をもらいたい。

【事務局】

この協議会会員として9名を入れるということでしょうか。

【会員A】

自治会全てが印鑑を押すような協定になれば、今ここに参加していない桜山の他の区は印鑑を押せないのではないか。

来ていない区長に説明しろと言われても難しい。

【事務局】

桜山の他の区に対して説明責任を持っているのは組合です。参加していないことでの認識の差を埋める努力は、住民説明会を実施することで組合が負うことですから、先ほどの話のように説明会の数を増やすなどして対応したいと考えています。

この件は、事務局と管理者で検討させていただきたいと思います。

【会長】

続いて、その他について事務局お願いします。

【事務局】

総会の日程についてお諮りします。

※平成29年4月25日（火）14:00～、泗水公民館視聴覚室で決定。

【会長】

長時間にわたり、慎重な審議をいただきありがとうございました。
これで本日の会議を終わりたいと思います。お疲れ様でした。

以上